

就労証明書によくある不備

＜再提出には時間がかかります。必ず提出前に御確認ください＞

☐	証明日の記入はありますか？ ※証明日のないもの、また証明日から 2 か月を過ぎたものは無効になり受付できません。
☐	鉛筆や消えるボールペン等での記入、修正テープ等の使用は無効になります。
☐	③雇用(予定)期間等に未記入はありませんか？ ※有期の方は雇用契約満了日、⑭(雇用契約の)満了後の更新の有無に記入が必要です。
☐	⑥就労時間に未記入の箇所はありませんか？ ※休憩時間を含んだ契約時間が記入されていますか？
☐	⑦就労実績の記入はありますか？ ※直近の過去の実績が記入されていますか？(日数に有給休暇、時間に休憩時間・残業時間含む) 育児休業中の場合は「〇日」の記入で可。
☐	＜育児休業を取得し保育所等の申込みをする方＞ ⑮入所内定時育休短縮可否の記入を確認してください。 ※未記入または否に☒がついている場合、申込みができない場合があります。
☐	＜育児休業を取得または取得予定の方＞ ⑯育休延長可否、また⑱備考欄に最長取得期間の記入がありますか？ ※記載がない場合、再度提出が必要になる場合があります。
☐	⑲保護者記載欄に児童名、生年月日、施設名を記入しましたか？
<u>就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</u>	

この用紙は提出不要です。